

国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する
関税に関する政令要綱

1. 関税暫定措置法第3条第1項の規定に基づき、国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えることが適当でないものとして、ロシアを原産地とする関税定率法別表に掲げる物品で、この政令の施行の日から令和5年3月31日までの間に輸入されるものを定めることとする。
2. この政令は、公布の日の翌日から施行することとする。